

適格請求書等保存方式（インボイス制度）準備セミナー

～ あなたもあなたの取引先もインボイス制度を知っていますか？ ～

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入が開始されます。本制度は、事業者登録制度を基礎としており、登録事業者だけがインボイスを発行できることとなります。インボイスが発行できない（登録事業者の申請を行わない）と、得意先から取引を断られたり、取引条件の見直しを要求されるケースが起こらないか懸念されています。

この度、制度の概要や登録申請の手続き、登録のメリットやデメリット等について、具体例を交えて、初心者の方でも分かりやすく解説しますので、この機会に是非、ご受講いただきますようご案内申し上げます。

日時 令和4年7月28日（木）

14:00～16:00

場所 和歌山商工会議所4階 大ホール

受講料 無料

定員 50名

申込 下記申込書に必要事項をご記入の上、
FAXにてお申し込み下さい。

主催 和歌山商工会議所 中小企業相談所
TEL:073-422-1111



講師

北畑会計事務所

税理士 **北畑 米嗣** 氏

制度内容を理解して
スムーズに事前準備を
進めましょう!

講座内容

1. 消費税のしくみ
2. インボイス発行事業者の登録方法
3. インボイスの記載事項と交付
4. 仕入税額控除と税額計算
5. インボイス制度への対応

当セミナー終了後、和歌山税務署によります
インボイス相談コーナーを設置しておりますので
ご利用下さい。

和歌山市生まれ、平成元年税理士登録、「社長と共に未来を語り未来を創る」をパーパス（存在意義）として、地元中小企業に会計・経営・税務の分野でサービスを提供している。現在和歌山商工会議所エキスパートバンク登録講師。過去には、和歌山商工会議所主催の簿記講座の講師をはじめ関西経営品質賞審査員、ひょうご経営革新賞審査員、和歌山家庭裁判所家事調停委員、盛和塾和歌山代表世話人等を務めた。

※ 切らずに送信して下さい。

FAX : 073-433-0543

(7/28)「インボイス制度準備セミナー」受講申込書

申込日: 令和4年 月 日

事業所名	申込担当者名 ()		業種
所在地	〒		TEL
受講者名	受講者名	FAX	

※ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは

<インボイス制度>

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！



制度の概要

令和5年10月から「インボイス制度」(*)が導入されます。

制度導入後、適格請求書（インボイス）を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

(*) 制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。



インボイス制度
特設サイト



【登録申請のスケジュール】

令和3年10月1日から
登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、**原則として、
令和5年3月31日まで**に登録申請を行う必要があります。

令和3年10月1日

登録申請の受付開始

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度の導入

「インボイス制度」 ってナニ？

■ 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

■ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存(*)等が必要となります。

(*) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」 ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

請求書		△△商事㈱	
〇〇御中	⑥	登録番号 T012345...	①
11月分	131,200円	××年11月30日	
日付	品名	金額	
11/1	魚 *	5,000円	
11/1	豚肉 *	10,000円	
11/2	タオルセット	2,000円	③
...			
合計	120,000円	消費税 11,200円	⑤
8%税率	40,000円	消費税 3,200円	
10%税率	80,000円	消費税 8,000円	
		③	軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称